

令和2年度 担い手経営相談会（12月）開催要領

群馬県農業経営相談所

（群馬県担い手育成総合支援協議会）

群馬県農業経営相談所では、認定農業者等が抱える個々の経営課題の解決を支援する取り組みを行っています。このたびは担い手支援策の一環として、農業経営の継承や税務、法人化、雇用改善、経営分析、加工・商品化、融資、IT・ホームページ等の活用、6次産業化等様々な分野の担い手支援スペシャリスト（税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等）による無料相談会を、日本政策金融公庫と合同で開催します。

1. 対象者

認定農業者（農業法人を含む）等の担い手。家族・構成員等も可。

2. 相談項目…【対応者】

- (1) 事業承継と税務に関する相談…【税理士】
- (2) 農業経営の法人化に関する相談…【税理士】
- (3) 農業経営に関する消費税・記帳・決算…【税理士】
- (4) 雇用、労務管理、社会保険等の相談…【社会保険労務士】
- (5) 経営分析や診断・新規事業計画等…【中小企業診断士】
- (6) 農産加工品等の商品化、デザイン開発の相談…【専門家】
- (7) 農地等の相続・事業承継等に関する法律相談【弁護士】
- (8) 農業金融、融資に関する相談…【日本政策金融公庫職員】
- (9) IT・ホームページ等の活用の相談…【群馬県よろず支援拠点コーディネーター】
- (10) 6次産業化に関する相談…【群馬県商工会連合会】
- (11) 農業法人経営者からの助言等…【農業法人経営者】（21日のみ）

3. 相談形式等

上記(1)～(11)ごとに、専門家による相談ブースを設置します。

各ブースは、相談者1組あたり原則50分間の入れ替わり制です。円滑な運営のため、事前に相談者ごとに来場時間帯を指定させていただきますのでご承知置き下さい。

各相談者は、同一参加日以内に3項目まで相談可能です。4項目以上希望する場合は、別途お問合せ下さい。なお、(1)～(3)は税理士が対応する項目ですので、両項目を合計50分間で相談いただくことが可能です。

4. 日程・会場等

開催日時	会場	申込締切
12月15日(火) 13:00～16:00	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 「群馬県公社総合ビル」1階 東研修室	令和2年 12月2日
12月21日(月) 13:00～16:00		(水)

6. 感染症対策について

- ・当日は会場で非接触型体温計による検温、および「健康状態申告書」に記入をお願いします。
- ・マスクを着用のうえご来場ください。また、入退室時は会場の消毒液をご利用ください。
- ・発熱（37.5度以上）や風邪の症状が出ている方、感染拡大している地域への訪問歴が14日以内にある方などは来場をお控えください。

5. 申込方法

別紙「令和2年度 担い手経営相談会(12月)相談申込書」にご記入のうえ、締切までに
FAX・電子メール等で、群馬県担い手育成総合支援協議会へお申込み下さい。
申込み内容に応じて、主催側から後日、来場時間帯をご連絡します。

6. 問合せ

群馬県農業経営相談所（群馬県担い手育成総合支援協議会）

【事務局：(一社)群馬県農業会議 新保】

〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル

TEL:027-280-6171 / FAX:027-255-6461 / E-mail: gnnintei@gnkaigi.jp